

市民の起業のために 出版社批評空間社の起業の検討 1

2003年5月19日

柳原敏夫

0、はじめに

市民が起業を考える場合、最初に次の3つのことを頭に入れておく必要があります。

- A．生産
- B．事業資金の調達
- C．流通

そして、これらについては、それぞれについて、さらに次のようなやり方があります(もちろんこれだけではありませんが)

A．生産

- (1)、事業内容をすべてこなす方式。
例えば、出版社であれば、出版に必要な事業をすべて行なう。
- (2)、アウトソーシング方式
最も価値を持ち、個性が発揮できる中核的な事業に専念し、それ以外の他に代替可能な事業を外部にアウトソーシングする。

B．最初の事業資金の調達

- (1)、協同生産者自身が自前ですべて用意する方式
- (2)、自前では調達できない不足分を外部から調達する方式

C．流通

- (1)、既存の流通システムに従う

- (1.5) その中間形態

- (2)、新たに自前の流通システムを立ち上げる

ここから分かることは、世にある様々な起業も、必ずこれらの組み合わせとして表現できるといことです。

そして、今回お話しする出版社批評空間社の場合、次の組み合わせで起業されました。

- A (1)
- B (2)
- C (1.5)

以下、これについて、説明したいと思います。

1、生産協同組合の具体的な形態：批評空間社の起業について

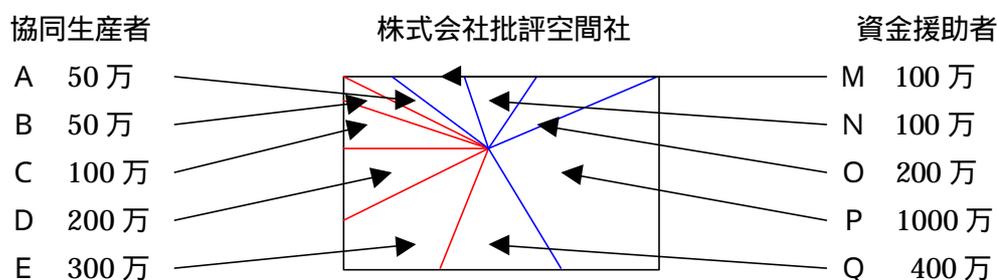
(1)、批評空間社の起業における組織スタイルの特徴

批評空間社の場合、その起業のスタイルは、株式会社といった単純な1つの組織ではありませんでした。株式会社批評空間社と有限責任の投資組合（正式名称：批評空間投資事業有限責任組合）の2つの組織によって構成されていました。そして、株式会社批評空間社は、共同で経営を運営していく「協同生産者」の手によって設立され、他方、有限責任の投資組合は、「協同生産者」と「批評空間を支援してくれる人たち」の出資によって設立されました。

なぜ、このようなやや複雑なやり方を取ったかという、それは一言でいうと理念を維持しながら「いま現にある前提から」出発すること、つまり理念と現実との折り合いを付けるためです。

だいたい、あるシステムなり制度の存在意義を理解するために最も有効な方法の一つは、「もしそのシステム・制度がないと仮定したらどうということになるだろうか」を検討してみることです。古代ギリシャ数学に登場した背理法という証明方法の応用ですが。

今回、この点を検討してみると、もしこのやや複雑な方法を取らずにもし起業を考えた場合、どのようなやり方を取っただろうか。今回は出版社ですから、その典型的な方法としては、法人それも株式会社か有限会社ということになります（以下、株式会社として検討していきます）。そうすると、今回は、5人の協同生産者と10人余りの資金援助者が株主となるわけですが、その場合、各自は出資額に応じて批評空間社の株を保有することになります。つまり、株式の数だけ会社の運営に発言権を持つことになります。例えば、合計で3000万円の資本金のうち、1人の資金援助者から1000万円の出資を受けた場合、その資金援助者は協同生産者でもないのに一人で全議決権の3分の1を保有することになります。もし50万円を出資した協同生産者の人がいたら、その人に対し、20倍の議決権を持っていることになります。これが、協同組合の原則である協同生産者の一人一票の議決権から大きく逸脱することは言うまでもないでしょう。



(2)、組織原理の意義・その位置づけ

もっとも、これに対し、2つの方面から疑問が出るかもしれません。

ひとつは、こういう疑問です。

「いや、理屈はそうでも、実際は、経営にタッチしていない単なる資金援助者の人が、経営はこうあるべきだなんて言って議決権を行使することはまずないから、そんな心配はいらないうらう」

この問いは、つまるところ、「そもそも一人一票の議決権といった組織原理はなにゆえに必要なのか」という問題に帰着します。

思うに、この疑問は正しいと思います。そして、正しいが故にまた、この疑問が指摘する通りに、組織原理の存在意義が明らかにされていると思います。つまり、日常の経営において、こうした組織原理が登場することは「まずない」でしょう。しかし、問題は日常には「まずない」ような危機の事態のときです。例えば、経営が悪化して倒産の危機に直面したようなとき、他社との合併など重大な経営方針で深刻な対立・危機に直面したようなとき、そのような危機においては、危機を乗り越える決定を下すプロセスの中でそれまでただのお経のようなものでしかなかった組織原理が呼び出され、俄然幅を利かすようになるのです。つまり、それまでのような「ナアナアのズルズルベッタリ」ではやっていけず、残るは組織原理にのっとってきちっと手続を進めていくしかなくなるのです。このことは、これまで企業や法人やプロジェクトなどでこのような危機に遭遇したことのある人からすぐ思い当たることでしょう。

危機においてこそ、組織原理が自分を主張し始めるのです。だからこそ、もしこの組織原理が非民主的・独裁的なものであれば、そのような危機を乗り切るやり方もまた非民主的・独裁的なものにならざるを得ないでしょう。それゆえ、私たちは、どんな組織であっても必ず到来する危機のことを念頭に置いて、そのような危機を可能な限り民主的に首尾よく克服するために、組織原理をできる限り民主的なものにしておく必要があります（そしてまた、その危機を克服した都度、そこで得られた教訓を踏まえて、組織原理をより練り上げていく　バージョンアップ　していく必要があります）

もうひとつの疑問は次のようなものです。

「たとえ一人一票の議決権といった組織原理を実現したとしても、そんなもので現実の事業の運営がうまくいく筈がない。第一、現実には、一人一人の能力・意欲・経験・気性など全部異なっているというのに、そして、このような違いをどう配慮して、全体の事業を動かしていくかということに実際はものすごい努力と工夫を要するというのに、一人一票の議決権という原理で、この本質的な問題にどう対処する気なのか」

この疑問もまた正しいと思います。

そして、ここで出された問題は、ちょうど憲法の法の下での平等における「形式的な平等（機会の平等）」と「実質的な平等」（結果の平等）の問題に対応しているように思います。つまり、憲法の歴史によれば、法の下での平等とは、最初、すべて個人を法的に対等に扱い、その自由な活動を保障するというものでしたが（しかし、その内実は、植民地支配の長期

存続、女性に最近まで選挙権が与えられなかったなど極めていかがわしいものでした)。しかし、そのような形式的な平等が、結果的に強者をますます富ませ、弱者をますます困窮に追い込んでいった(=平等が不平等を生んだ)反省を踏まえ、その後、社会的・経済的弱者により厚く保護を与え、それによって実質的な平等を確保していこうとするようになりました(芦部信喜「憲法」新版補訂版 121 頁【岩波書店】)。つまり、平等の内容を形式的なものからより実質的に考察するようになり、実質的な平等の実現のためには、むしろ合理的な差別が要請されるようになりました。しかし、ここで重要なことは、実質的な平等の実現は、それに先立つ形式的な平等を基礎にし、その上に打ち立てられているということです。つまり、実質的平等の観点からは、各人の性別、能力、年齢、財産、職業など種々の事実的・実質的な差異を前提にして、そのような事情と条件を踏まえて合理的な差別は容認(むしろ要請)されるものですが、そもそも、同一の事情と条件の下ではこれを差別してはならないものなのです。例えば、女性を産前産後の休暇、育児時間、生理休暇などの労働条件において差別的な待遇を認めることは実質的な平等の観点からみて当然容認されるものですが、だからといって、女性であるが故に選挙権を与えないことは当然ながら(形式的な)平等に違反するものなのです。いわば、平等の問題には2つのレベルがあり、まず形式的な平等の実現があって、その上に立ってこそ、初めて次の実質的な平等の問題に立ち向かうことができるのです。

これと同じような意味で、生産協同組合における「一人一票の議決権」の原則を考えることができると思います。つまり、この「一人一票の議決権」とはすべての協同生産者にひとしく対等な選挙権を与えることでして、これは「人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」(憲法44条但書)と定めた普通選挙に対応するものです。その意味で、この「一人一票の議決権」は、経済組織における民主主義の大原則を宣言したもので、極めて重要なものです(なぜなら、このような民主主義は、株式会社など通常の経済組織には存在しないものだからです)。

そして、「一人一票の議決権」といった形式的平等の実現に立ってこそ、次の困難で厄介な課題、一人一人の能力・意欲・経験・年齢などの違いを踏まえて、どのように自由で平等な協同事業運営を実現していったらいいのか、という実質的な平等の問題に立ち向かうことができるのだと思います。

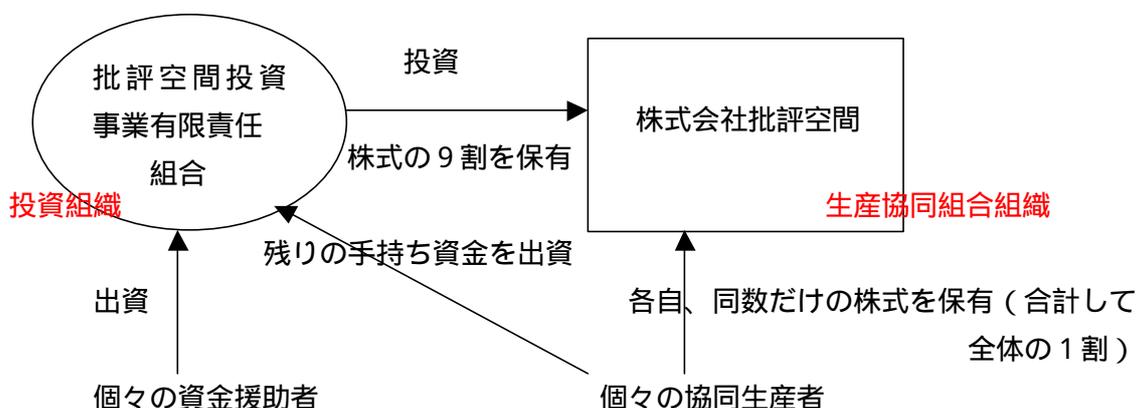
従って、「一人一票の議決権」の原則はもちろん否定されるものでもなく、かといって、これが平等に関する全ての問題を解決する万能の原則として過剰に期待されるものでもなく、端的に、本丸とも言うべき協同組合の本質的な課題に向うための不可欠の基礎となるものだと理解すべきだと思います。このような意味で、「一人一票の議決権」の原則を実現することは依然不可欠で重要なことなのです。

(3)、批評空間社の組織スタイル

では、批評空間社の2つの組織がどういう関係になっているかというと、株式会社批評空間社の資本は、下の図のように、2つのタイプの株主（出資者）から構成されていました。ひとつは、批評空間社を共同で運営していく「協同生産者」たちという株主、もうひとつは、批評空間社に投資するために設立された有限責任の投資組合という株主です。

つまり、批評空間社の資本金の約90%は、有限投資組合からの投資に基づいており、残りの約10%を、協同の生産者たちが、（ここが肝心なところですが）同じ比率で出資するという関係になっていました。

では、なぜ、このようなやや込み入った仕組みを採用したのか。次に、上に述べた「理念と現実との折り合いを付けるため」という意味を、これから具体的に説明していきたいと思います。



2、批評空間社の理念

組織運営に関する批評空間社の理念は、一言でいうと「生産者同士の自由で平等なアソシエーション」というものです。従って、批評空間社は出版事業の立ち上げに際し、生産協同組合を組織モデルとしました。もともと資本制経済においては、他者（＝労働する者）は利潤追求のためのたんなる手段としてしか扱われません。これに対して、批評空間社は他者を「手段としてのみならず、目的（自由な主体）として扱う」（カント）ことを目指して、生産にかかわる者が皆で出資して組織を立ち上げ、組合内においては、各人がその出資額にかかわらず、平等な経営議決権をもって、組合事業を運営しようとした。それが生産協同組合の基本理念といわれるものです。

3、現実の法律制度

しかし、現実には、この理念は、最も合理的な利潤追求のモデルとして株式会社という組織形態が商法という法律の中に明文化されているようには、現在の法律制度の中でズバリ明文化されてはいません（注1）。

*注1

この状況は、批評空間社を設立した2001年当時もまた現在に至るまで変わっていません。そして、なにゆえ、株式会社に関する法律（商法）は毎年あれだけ頻繁に改正、改正がされるというのに対し、生産協同組合に関するこの理想がささやかな形ですら法律上実現されたことが今までいっぺんもないという事実を対比してみることは、現代国家の本質を吟味する上でも大いに参考になる重要なことだと思います。

この問題は、突き詰めると、株式会社のみならず、それ以外の法人、社団法人にせよ（例えば、音楽ならJASRACを考えれば明白でしょう）学校法人にせよ（例えば、この形態を取っていたフリースクール「自由の森学園」も、内部崩壊の危機の場面で、その本質が明らかにされました）、法人組織の本質というものが、チョムスキーが指摘するように、全体主義国家と同じ独裁的なものでしかなく、もしこのような非民主的な組織形態が当然のこととしてまかり通っているようなところに、それらとは対極的な民主的な生産協同組合の組織が法律上も導入され、正式に登場した暁には、いわば独裁制国家の群れの中に突如として共和制国家が出現するようなもので、経済・文化における組織体の独裁的・非民主主義的本質が明るみにされるために、そのような事態を避けるためにも、生産協同組合の真正面からの法制度化は是が非でも回避されているものと思われます。いわば、政治の民主化は、歴史上、一人一票といった普通平等選挙の実現などの譲歩を余儀なくされてきたけれど、しかし、経済の民主化に関しては、現状の独裁制の根幹を揺るがすような生産協同組合といった制度は断固導入しないし、そもそも（そうした問題提起を明るみにされること自体が許されないことであり、従って）そのような議論すらしてはならない、というわけです。

例えば、「生協（消費生活協同組合）」は、法律によると消費者が主として商品の共同購入をするための組合でして、生産協同組合というよりは、むしろ消費協同組合に分類されるものです。

また、法律が定める生産者の協同組合としては、中小企業等協同組合法に規定されている「事業協同組合」がよく知られています。これは、大企業との競争力において劣る中小企業が組合を作って結集し、原材料や生産手段などを共同購入することで、スケールメリットを実現したり、業界の意見を取りまとめて、行政府に業界保護を訴える役割を果たすものです。しかし、われわれが考える生産協同組合は、決して業界を代表する組織ではなく、生産者同士の自由で平等なアソシエーションを目指すものですから、この「事業協同組合」とは異なります（[注2](#)）。

*注2

もっとも、これは、ひとつの「アウトソーシングの応用例」ともいえます。従って、

そこから逆に、もし私たちが、例えばいくつかの小出版社が集まって、流通に関する事業を共同で行ないたいというときには、「アウトソーシングの応用例」として、この事業協同組合のアイデアを検討してみる価値があります。

4、具体的な検討：理念と現実（法律）との相克

そこで、問題は、「自由で平等な生産者たちのアソシエーション」をそれを正面から認めていない現在の法律制度の中でいかに具体化していくかということでした。

ところで、「自由で平等な生産者たちのアソシエーション」つまり他者を単なる手段としてのみならず、目的（自由な主体）として扱うということは、通常、組織の内部の問題として考えてしまいますが、実はそれだけでは足りず、もうひとつ別の次元、組織の外部との関係も問題にしなければなりません。なぜなら、たとえ組織内部において自由平等が確保されたとしても、外部との関係であたかも植民地のような隷属関係を強いられるようでは、その自由平等も絵に描いた餅に終わるからです。つまり、自由平等の理念は、次の2つの面において確保されなければならないのです。

・組織の内部における自由平等

その最低限の要請として、生産者たち同士は、組合への出資額の多少に拘らず、組合の運営について全て平等な議決権を有すること（一人一票の議決権）が求められます。

・組織の外部における自由独立

生産者たちは、組合の外部との関係でも、組合への出資者（出資者は生産に従事するわけではなく、その意味で「協同生産者」ではありません）に対し、自らの運営決定権を失って彼らの支配の下に置かれるようなことがないことが求められます（注3）

*注3

もっとも、組合の外部との関係は、何も出資者に限りません。仕事の発注元などがあります。そして、例えばテレビ番組制作会社とテレビ局との関係などが明白ですが、こうした仕事の発注元との関係で対外的な自由独立が確保できなければただの下請けにされてしまいます。その意味で、対外的な自由独立というのは、出資者に限らず、こうしたすべての外部の関係において確立されなければならない課題のことです。ただし、ここでは起業ということで、最初に登場する外部の人間＝出資者に焦点を当てて論じました。

そこで、これらの問題を具体的に考えるためには、まず、組織を立ち上げるに際して、
どの程度の事業資金を必要とするのか
を検討することがポイントとなります。つまり、

a . もし、立ち上げの事業資金が協同の生産者同士だけでまかなえる場合

具体的に言うと、5人のA B C D Eで生産協同組合を作ろうという場合、5人がそれぞれAは100万円、Bは150万円、Cは200万円、Dは250万円、Eは300万円の出資を予定しており、その合計金額1000万円で事業資金が足りる場合のことです。

この場合、上の の問題 = 対外的な独立の問題を考える必要がありません。もっぱらの問題だけを考えていれば足りるので、対内的な自由・平等（出資額の多少にかかわらず一人一票の議決権）を確保するために、民法上の組合や中小企業等協同組合法の企業組合などの良し悪しを検討すればよいのです。

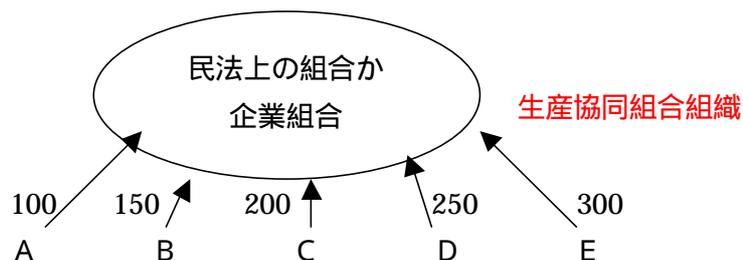
従ってまた、この場合、資金調達のための投資組合などといったことは考える必要はありません。

とはいえ、ここでも実は厄介な問題が生じます。それは、これからやろうとする事業内容によっては、民法上の組合や中小企業等協同組合法の企業組合では事実上不可能な場合があるからです。例えば、出版社なら、とりあえず既存の流通 = 取次に従うのであれば、まず民法上の組合や中小企業等協同組合法の企業組合の形態では認めてもらえないと思います（これらを拒否する合理的な理由はない筈で、単に前例がないという理由だけでしょう）。（注4）

つまり、ここで私たちは流通という問題に直面することになります。

***注4**

もし民法上の組合や中小企業等協同組合法の企業組合では、その形態（民法上の組合では法人と認められない）や名称から、いわれなき差別を受けるのであれば、その実態を残しながらその形態（法人と認められる）や名称だけもう少しマシなものに修正するアイデアとして、商法の会社のひとつとして合名会社、合資会社というものがあります。ひょっとして、今後、この合名会社、合資会社のアイデアはもっと研究する価値があるかもしれません。



b . 事業資金が協同の生産者同士だけではまかなえず、外部の人たちからの資金調達を必要とする場合

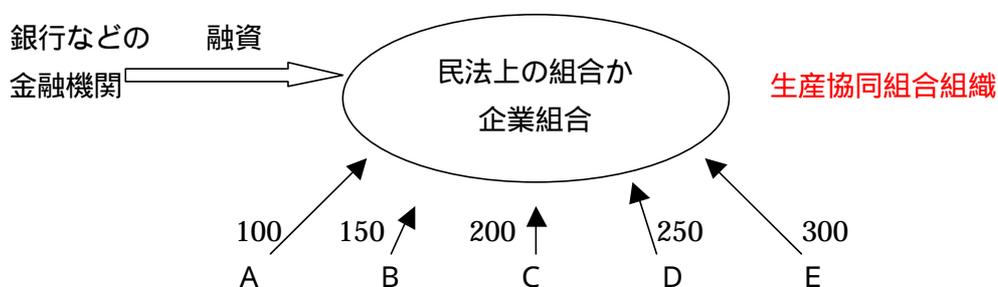
具体的に言うと、上の5人で生産協同組合を作ろうという場合、事業資金が 2000 万円必要で、5人の合計金額 1000 万円では事業資金が足りない場合のことです。

この場合には、外部（協同生産者以外の人）からの資金調達が必要となります。まさに上の と の両方の問題を考えなくてはなりません。

そして、今回の批評空間社のケースがこれでした。この場合、厄介なのが の問題 = 対外的な独立の問題です。

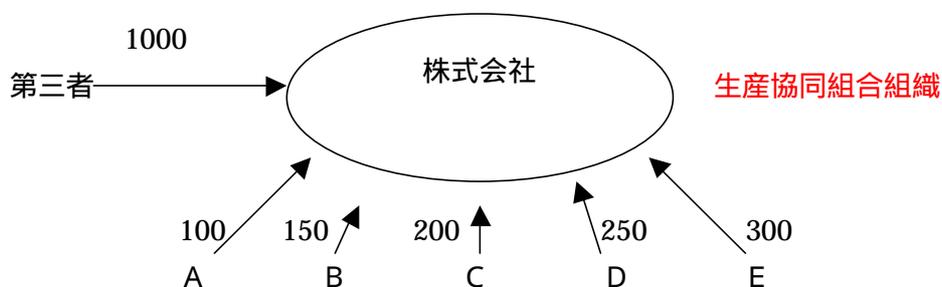
そこで、この問題を解決するために、次に述べるような諸々の方法が考えられました。

最も古典的な解決方法である金融機関からの融資です。



この場合には、通常、生産者 A・B の個人財産を担保に提供させられたり、毎月の返済に追われて自転車操業を強いられるというまさに「他者を手段としてのみ扱う」関係に追い込まれます。

これに対し、出資者に返済しなくても済む資金調達の方法として（資本主義が生み出した最も傑出した創造物であり、借り手からすると殆ど魔法のような仕組みとして）、株式の発行（株式会社の設立）というものがあります。



しかし、この魔法の難点は、会社を解散しない限り出資者に永遠に返済しなくても済む代わりに、その出資者が会社の共同所有者と認められてしまうことです。いわば会社の

内部の人になってしまうのです（これに対し、古典的な金融機関などは会社の外部の人とみなされます）。そのため、その出資者によって協同生産者は会社の運営決定権を失う危険があります。上の図ですと、1000万円を出資した第三者が全株式の50%を保有しているわけで、彼が組織を運営する権限をほぼ手に入れることになります。

また、映画や音楽の世界のように、組織よりも作品がモノをいう世界では、組織に対する出資ではなく、**作品制作に対し、映画会社やテレビ局や広告代理店などから融資を受ける**というやり方があります。

この場合は、組織に対する出資ではありませんので、**のような会社の運営決定権を失う恐れはありません。**

しかし、この場合の難点は、組織ではなく、その作品に対する支配権を失うということです。というのは、そのような作品の制作に関する契約では、通常、制作する作品の著作権は全て出資者の手に渡り、そのため、たとえその作品が大ヒットしても、制作者たちの元には利益が何も還元されません。つまり、この場合、協同生産者は、形式上自らの組織の運営決定権は持っていますが、融資の結果、彼らの生産物である作品に対する自らの支配権を失い、作品から恩恵を被ることはあり得ないのです。

つまり、これらの方法はすべて満足の行くものではありませんでした。そこで、次のことが課題となりました **融資（出資）は受けられるが、そのために**

協同生産者は日々返済に追われることもない、

自らの運営決定権を失うこともない、

作品に対する支配権（著作権）を失うこともない

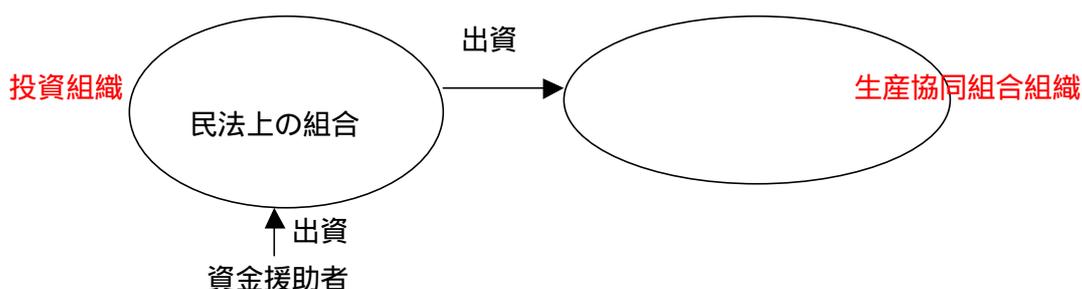
という方法を見出す必要がありました。

今まで検討してきたのは、もっぱら出資を受ける側の事情でした。しかし、今回、これとは別に、出資者側の事情も考えなければなりませんでした。というのは、今回の批評空間社の出資者というのは、融資のプロである金融業者ではなく、批評空間社の経営に共鳴してくれた執筆者たちであり、文字通り市民の人たちだったからです。

そこで、こうした市民の人たちの協力に基づく出資に対して、彼らを危険な立場に置くようなことはできませんでした。つまり、出資者としての彼らの責任を、**無限責任**（もし経営が失敗した場合には、単に出資額にとどまらず、彼らの全個人財産までその借金の支払にあてられる）まで負うような危険な目にあわせることはできず、あくまでも出資額の限度でしか責任を負わない（**有限責任**）で済むようにする必要がありました。

従って、たとえば、彼らに、「生産協同組合としての民法上の組合」に参加し出資してもらうというのは、彼らに無限責任を負わせることであり（民法上の組合は組合員に無限責任を負わせています）そのやり方は採用できません。

また、彼らに、「投資組合としての民法上の組合」に参加し出資してもらうこともまた、彼らに無限責任を負わせることであり、この場合、民法上の組合は生産協同組合に出資するだけでそれ以上経営をするわけではありませんが、しかし、投資組織としての民法上の組合が、その業務執行者の背任行為などにより多額の赤字を計上するような場合がないとは言えず、その意味でも、このやり方は採用できませんでした（以下の図を参照）



そこで、現行法の下で、以上の4つの要請を全て満たす法的なアイデアがあるのだろうか。これが批評空間が直面し解決しなければならない課題でした。

解決のカギは「投資」にありました。つまり、カギは「(生産者の運営決定権を失う)投資」ではなく、同時に「(生産者の運営決定権を失わない)投資」にしかなかったのです。それは、批評空間社が批評空間社に投資すること、つまり、**批評空間社に投資するための組織(投資組合)を批評空間社自らのイニシアチブで作りに上げる**ことによつてのみ可能でした(注5)。

しかも、幸いなことに、この投資組合への出資者の責任が有限責任に限定されるという新しい法律(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律)が98年に施行されたのです。これでめでたく、無限責任の回避という問題も解決しました。

そこで、以上のプランに沿って考え出されたのが、批評空間社のイニシアチブで作られ、出資者には有限の責任しか負わせない**批評空間投資事業有限責任組合**(以下、有限投資組合と略)というものでした。

その上で、残るの問題=組織の内的な面における自由平等の問題を解決することになりました。しかし、ここでまた私たちは、現行法の障害に直面しました。それは、この時点では、上の有限投資組合が投資できる投資先は、原則として中小企業の株式会社に限られ、それ以外の民法上の組合や企業組合や有限会社ではダメだということでした(注6)。

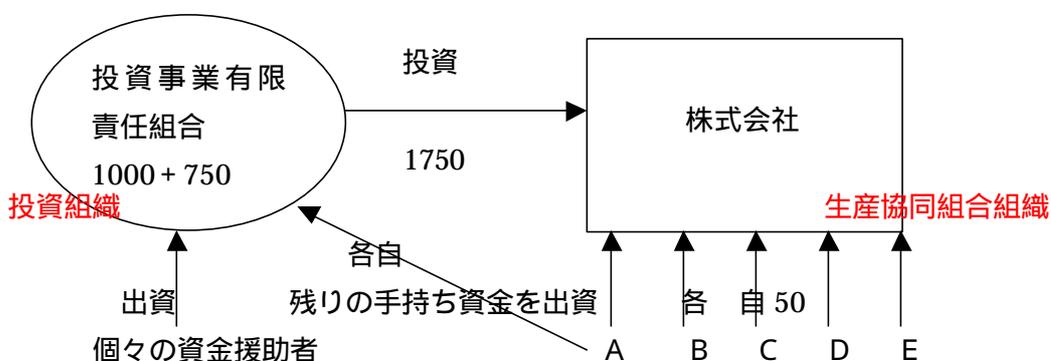
言うまでもなく、株式会社は資本制経済に最も適した組織形態です。従つて、この制度を単にそのまま採用したのでは、保有する株式の数に基づいて議決権が与えられる(資本多数決の原理)ことになり、私たちの本来の理念である生産協同組合方式が絵に描いた餅

になってしまいます。そこで、株式会社の組織形態を採用しながらも、組織の内的な面において生産者の自由平等を確保する方法はあるのだろうか。これが次に解決しなければならない課題でした。

解決のカギは、平等（多数決原理）でした。つまり、カギは「（所有株式の数に応じた）平等」ではなく、同時に「（一人一票の）平等」にしかなかったのです。それは、**同じ数だけの株式（例えば 10 株）をいわば強制的に生産者全員に割り当てることにより**、所有株式の数に応じた平等でありながら、一人一票の平等を実現してしまうことでした。そして、各生産者が予定していた出資金の残額（もちろん各生産者ごとにその金額はバラバラとなります）を有限投資組合の方に投資してもらうことにしたのです。その結果、各生産者が用意した出資金の多少にかかわらず、経営の発言権に関し、各人の対等な立場が確保されることになりました。

具体的には、先ほどの例で言えば次の通りです。

予定している出資額（Aは 100 万円、Bは 150 万円、Cは 200 万円、Dは 250 万円、Eは 300 万円）のうち、全員が 10 株 50 万円分ずつ株式会社の株を保有することにする。そして、残りの出資額（Aは 50 万円、Bは 100 万円、Cは 150 万円、Dは 200 万円、Eは 250 万円）は、資金援助者の人たちと一緒に、有限投資組合に出資する。



以上のようにして、

- (1)、一方では、批評空間社主導の有限投資組合を設立し、そこに、生産者全員の各自 10 株分を引いた出資金と有志の人たちの出資金全額を出資し、
- (2)、他方で、生産者全員が発起人になって同数（10 株分 = 50 万円）の株式を引き受けて株式会社を設立し、生産者以外には上記有限投資組合が唯一の株式引受人となることにより、

と の両方の問題を解決したのです。

このアイデアが今回、批評空間社で直面した と の問題を解決した方法です。

つまり、このように批評空間投資組合（資金調達のための組織）と株式会社批評空間社

(生産活動のための組織)の総体を、生産協同組合としての批評空間と考えているのです。

とはいえ、これは様々な法律上の制約の下で強いられた考案せざるを得なかった暫定的な解決策であり、そのアソシエーションのプログラムをまだ完全に手にしているわけではありません。しかし、これから、その運用において、これまでの法的な限界を乗り越えて、生産協同組合の理念により近づいていく努力を続けていきたいと思っています。

*注5

実は、これ以外にも、この問題を解決する方法があることを、のちに知りました。それが、普通の貸付と同じ性格のものですが、但し、弁済期を10年とか15年とか長期にわたるものにして貸し付ける貸付債権というやり方です。今、世間で話題になっている小人数私募債といったものに近いアイデアです。

もしこれと有限会社を組み合わせれば、有限会社の最低資本金は300万円ですから、5人でしたら、一人60万円用意すれば「一人一票の議決権」の原則は確保でき、かつ残りの資金(協同生産者と資金援助者)はすべてこの貸付債権という方式で設立した有限会社に貸しつけば、それで必要な資金調達も確保できます。

*注6

その後、この有限投資組合に関する法律は、2003年改正予定で、その投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大することになりました。

従って、有限会社や企業組合で事業活動をやろうと思っている人たちも、これからは、この有限投資組合を使って資金調達をすることができるようになります。

5、最後に

以上が、批評空間社の起業について、

A．生産

B．事業資金の調達

についての解説でした。しかし、実は本当の課題・困難は、次の

C．流通

にあります。それは、商品(出版物)において既に卓越した価値のあるものを作り出す力量を持った批評空間社のようなところでこそ、この問題が明瞭になっていったのです。しかし、これはもはや単に起業の問題では済まない、システム構築といった新たなテーマが浮上してくる「別の物語」です。従って、次回に検討2としてお話ししたいと思います。

6、今回の感想

今回のレジメを書いていて、私の率直な感想が2つあります。

(1)、生産協同組合の法制度の必要性について

今回の説明からお分かりかと思いますが、批評空間社も、現在の法制度では生産協同組合を正面からズバリ認めた法律がないために、現行法の下で、その理念を実現するために、設立に当たってアクロバットのような技巧な仕組みを編み出さざるを得ませんでした。

しかし、これは私にとって決して本意なことではありません。本来なら、堂々と生産協同組合で設立していければそれに越したことはないのです。しかも、そもそも憲法は、市民に対し、「営業の自由・職業選択の自由」（憲法 22 条）を保障しているのですから、市民が自分たちで起業し、賃労働ではなく、協同で事業を運営する自由も当然なことながら保障されてしかるべきことです。その意味で、市民が自由に生産協同組合を起業できるような法制度が整備されていないということは、端的に憲法の保障する「営業の自由・職業選択の自由」に違反する憂慮すべき事態というべきでしょう。

このような憲法違反の異常状態が是正されるために、生産協同組合を正面からズバリ認めた法律が早急に制定されるべきだと思います（この法律の具体的なイメージについては、市民＝労働者の協同組合に関する法律制定の市民運動を行なっている協同労働法制化市民会議の HP（<http://village.infoweb.ne.jp/~fvgn6520/shiminkaigi/>）を参照して下さい）。

(2)、生産協同組合における諸々の民主主義の原理の探究・導入

既に述べたように、生産協同組合における理念＝「自由で平等な生産者たちのアソシエーション」を実現するためには、一人一票の議決権という原則はその最初の重要な一歩にほかなりませんが、しかし、それはあくまでも最初の一步にすぎません。協同生産者による自己統治を実現するためには、ちょうど、政治における市民の自己統治を実現するために、一人一票という普通平等選挙の原則だけでは足りず、さらに情報公開やくじ引き制度など諸々の民主主義の原理を探究・導入していく必要があるのと同様に、協同生産者の一人一人の能力・意欲・経験・年齢などの違いを踏まえて、その中で自由で平等なアソシエーションを実現するために必要な諸々の民主主義の原理を探究し、これを導入していく必要があります。設立を終えて事業に乗り出した批評空間社もまた、このような課題と積極的に取り組む積りでした。

しかし、この取組みは、設立後ほどなく代表者の内藤裕治さんの不幸な病死により、批評空間社が解散を余儀なくされたため、探究の堵についたばかりのところでも中断せざるを得ませんでした。

思うに、この課題は 21 世紀の最も核心的なテーマの一つなのではないかと思います。内藤さんの遺志を引き継ぐためにも、今後、この課題を、別なプロジェクトを通じて、取り組んでいきたいと思っています。

7、参考：各制度の解説

付録として、参考までに、今回利用した有限投資組合、現行法上、生産協同組合的な組織として代表的な民法上の組合と企業組合について簡単な解説を紹介しておきます。

有限投資組合

有限投資組合は 1998 年に施行された法律（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律）で制定された新しいタイプの投資のための組合です。この有限投資組合の基本事業は、組合員からの出資金を組合の共有資産として運用し、投資先として株式会社のうち法律で中小企業に分類される企業（有限会社や上場企業は除外される 但し、その後、2003 年改正で有限会社や企業組合にも拡大）に投資することで、その投下資本とその配当金の回収を主な目的としています。具体的に言うと、中小企業の発行する株式（設立に際して発行される株式も含む）や転換社債（後に株式に転換する社債）の保有、またその企業が所有する工業所有権や著作権の保有です。さらに、これらの事業に付随して、投資先企業の経営や技術指導を行う権利を有します。しかし、金融機関が行うような融資業務（資金を貸し付け、その資金と利子を回収する業務）は認められていません。

この法律の制定の背景には、次のような認識があるようです。現在の経済社会を牽引するのは必ずしも大企業ではなく、むしろ時代に対応した身軽な中小のベンチャー企業であり、そのような中小企業に潤沢な資金を提供することが必要である。有限投資組合はそのために制定された組合であると考えられます。

設立要件：

有限投資組合の設立には 4 名以上の組合員が必要で、うち最低 1 名以上が無限責任組合員となる必要があります。組合員には有限責任組合員と無限責任組合員があり、原則として全ての組合員に業務執行権がある民法の組合とは異なり、無限責任組合員のみ業務執行権があります。それゆえ、批評空間が有限投資組合のイニシアチブを握るとするのは、批評空間の経営者が同時に有限投資組合の無限責任組合員になるということです。

また、仮に組合が多額の負債を負って解散するような場合（会社で言う倒産）、有限責任組合員の責任は最大でもその出資金が返還されないという範囲に留まりますが（有限責任）無限責任組合員は出資金で返済が完了しない場合、個人の財産をもって返済する責任を有します（無限責任）。なお、組合員となるに際して、特に必要とされる資格はなく、個人でも法人でも組合員となる資格を有します。

設立要件について更に詳しく知りたい方は『投資事業有限責任組合法』（通産省中小企業庁振興課編、通商産業調査会出版部、1998 年、3900 円）をご覧ください。

・民法上の組合

組合員となるにあたってとくに必要とされる要件はなく、誰でも契約で定められた一定額の出資をすることで組合員となることができます。また、組合員の議決権も出資額にかかわらず、各組合員に平等に保障されています。しかし、議決権が平等に認められている

のと同様、組合に対する組合員の責任も平等に連帯責任である、というのが組合組織の基本になっています。すなわち、組合がその事業において仮に多額の債務（借金）を負った場合、その債務を組合員全員が連帯して返済しなければならない、という連帯無限責任の原則が適応されます。要するに、会社組織のような有限責任が認められていないために、組合員には常に経済的な不安を強いることになる。その意味で、本来出資もし経営にも責任をもって参加する協同生産者の立場の人ならまだしも、単に出資をするだけで基本的に経営にはタッチしない資金援助者の人に対して、この組織は過剰なリスクを負わせるもので、適切なものではありません。

・ 企業組合

この組合は中小企業等協同組合法のなかで認められている組合のなかでも特殊な組合で、組合の営利事業に関してもほぼ制約がありません。また、上記の任意組合と異なり、組合員の有限責任が認められています。有限責任とは、組合の債務に関し、組合員が個人として責任を負うのは自身の出資額の範囲内に限定される、ということで、最大でも出資金が返還されないという範囲に留まるといことです。

しかし、企業組合においては組合員となるにさいしての制約があります。組合員の大多数が組合の専従者でなければならない（例えば大学の教師をやりながら企業組合の組合員になることは認められない）。この制約のため、多数の有志に組合員となるよう呼びかけることができず、また、組合員となれない以上、彼らからの出資を期待することもできない。その意味で、企業組合は事実上、少数の者が専従的に生産に従事する、小規模な生産活動にしか向かないと思います。

但し、その後、最低資本金が必要なく、有限責任の下で法人格が得られる企業組合制度の機動性に着目し、これを活用する意味を見出した政府は、2003年国会で、

《企業の資本力や技術力などの活用、組合以外の人材の活用を一層図ることが可能となり、地域貢献型事業から先端技術開発事業まで、幅広い分野での挑戦の機会を拡充し、中小企業等の「挑戦」を支援する》という名目で、次のように改正（予定）

- (1)、企業組合に企業や有限責任組合の参加を認める。
- (2)、従事比率（実際に仕事に従事しなければならない組合員の比率）を現行：2 / 3
1 / 2に緩和))
- (3)、組合員比率（従業員中の組合員の比率）を現行：1 / 2 1 / 3に緩和。

以 上